

【別添1】

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

- ○ ○
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）【公布の日施行】
労働安全衛生法施行令（抄）（第二条関係）【令和七年四月一日施行】
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）【公布の日施行】

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

改	正	案	現	行
別表第九 十八条、第十八条の二関係	別表第九 十八条、第十八条の二関係	別表第九 十八条、第十八条の二関係	別表第九 十八条、第十八条の二関係	別表第九 十八条、第十八条の二関係
一〇四十六 削除	一〇四十六 (略)	一〇四十六 (略)	一〇四十六 (略)	一〇四十六 (略)
四十七 削除	四十七 (略)	四十七 (略)	四十七 (略)	四十七 (略)
四十八～百八十八 (略)				
百八十九 削除	百八十九 (略)	百八十九 (略)	百八十九 (略)	百八十九 (略)
百九～三百二十 (略)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
三百二十一～三百二十三 (略)				
三百二十四 削除	三百二十四 (略)	三百二十四 (略)	三百二十四 (略)	三百二十四 (略)
三百二十五～三百五十九 (略)				
三百六十 削除	三百六十 (略)	三百六十 (略)	三百六十 (略)	三百六十 (略)
三百六十一～五百四十五 (略)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
五百四十六～五百九十三 (略)				
五百九十四 削除	五百九十四 (略)	五百九十四 (略)	五百九十四 (略)	五百九十四 (略)
五百九十五～六百三十三 (略)				

（傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスチン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）

二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二一五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスチン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）

（新設）

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもの

で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号1から7までに掲げる物

前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じん

の吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害

性のみがあるものと区分されたもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物(前二号に掲げ

る物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)

四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条の二関係)

十九	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
カドミウム及びその化合物	アルキルアルミニウム化合物	アルキル水銀化合物	アルミニウム及びその水溶性塩	アンチモン及びその化合物	イットリウム及びその化合物	インジウム及びその化合物	ウラン及びその化合物	カドミウム及びその化合物	銀及びその水溶性化合物	アクリルアミド	アクリル酸	アクリル酸エチル
										三の二 アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル	四 アクリル酸ノルマルーブチル	五 アクリル酸二ヒドロキシプロピル
										六 アクリル酸メチル	七 アクリロニトリル	八 アクロレイン

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物
(新設)

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条の二関係)

八	九	十	十一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
八の二	アザチオプリン	アクリロレイン	アクリル酸	アクリル酸エチル	アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル	アクリル酸ノルマルーブチル	アクリル酸二ヒドロキシプロピル	アクリル酸メチル	アクリロニトリル	アクリル酸	アクリル酸エチル	アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル

十一	クロム及びその化合物
十二	コバルト及びその化合物
十三	ジルコニウム化合物
十四	水銀及びその無機化合物
十五	すず及びその化合物
十六	セレン及びその化合物
十七	タリウム及びその水溶性化合物
十八	タングステン及びその水溶性化合物
十九	タンタル及びその酸化物
二十	鉄水溶性塩
二十一	テルル及びその化合物
二十二	銅及びその化合物
二十三	鉛及びその無機化合物
二十四	ニッケル及びその化合物
二十五	白金及びその水溶性塩
二十六	ハフニウム及びその化合物
二十七	バリウム及びその水溶性化合物
二十八	砒素及びその化合物
二十九	弗素及びその水溶性無機化合物
三十	マンガン及びその無機化合物
三十一	モリブデン及びその化合物
三十二	沃素及びその化合物
三十三	ロジウム及びその化合物

九	アジ化ナトリウム
十	アジピン酸
十一	アジボニトリル
十一の二	亜硝酸イソブチル
十一の三	アスファルト
十一の四	アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）
十一の五	アセチルアセトン
十二	アセチルサリチル酸（別名アスピリン）
十三	アセトアミド
十四	アセトアルデヒド
十五	アセトニトリル
十六	アセトフェノン
十七	アセトン
十八	アセトンシアノヒドリン
十九	アセトキシン
十九の二	アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物
十九の三	アフラトキシン
二十	アミド硫酸アンモニウム
二十一	二-アミノエタノール
二十一の二	二-アミノエタンチオール（別名システアミン）
二十一の三	N-(二-アミノエチル)-二-アミノエタノール
二十一の四	三-アミノ-N-エチルカルバゾール
二十二	四-アミノ-六-ターシャリーブチル-三-メチルチオ
二十二の二	四-トリアジン-五(四H)-オノン（別名メトリブジン）
二十三	三-アミノ-1-H-1-ニ-四-トリアゾール（別名アミトロール）
二十四	四-アミノ-3-五-六-トリクロロピリジン-1-カ
二十四の二	ルボン酸（別名ピクロラム）
(S)	二-アミノ-3-「四」「ビス(二-クロ

二十四の三	二一アミノ一四一「ヒドロキシ（メチル）ホスホリル」ブタン酸及びそのアンモニウム塩
二十五の二	二一アミノピリジン
二十五の三	三一アミノ一一プロパン
二十五の三・三・五	四一アミノ一ベータードリボフラノシル一一トリアジン一二（一H）一オノ
二十六	亜硫酸水素ナトリウム
二十七	アリルアルコール
二十八	一アリルオキシ一一三エポキシプロパン
二十八の二	四一アリル一一二ジメトキシベンゼン
二十九	アリル水銀化合物
三十	アリルノルマループロピルジスルトイド
三十一	アリル酸トリメチル
三十二	アルキルアルミニウム化合物
三十三	アルキル水銀化合物
三十三の二	十七アルファーアセチルオキシ一六クロロ一ブレ
三十四	グナ一四・六一ジエン一三・二十一ジオン
三十五	シクマリン（別名ワルファリン）
三十六	アルファ・アルファージクロロトルエン
三十七	アルファーアセトニルスチレン
三十八	アルミニウム及びその水溶性塩
三十八の二	アンチモン及びその化合物
三十九	アンモニア
三十九の二	石綿（第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）
四十一	一イソシアナトメチル一三・五・五トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート

四十一	イソシアノ酸メチル
四十二	イソブレン
四十三	N—イソプロピルアニリン
四十四	N—イソプロピルアミノホスホン酸O—エチル—O—(メチル—四メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)
四十五	イソプロピルアミン
四十六	イソプロピルエーテル
四十七	削除
四十八	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)
四十九	イソホロン
五十	一塩化硫黄
五十一	一酸化炭素
五十二	一酸化窒素
五十三	一酸化二窒素
五十四	イツトリウム及びその化合物
五十五	イブシロニーカプロラクタム
五十六	二イミダゾリジンチオン
五十七	四・四—(四イミノシクロヘキサ—二・五一ジエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩 (別名C.I.ベイシックレッド九)
五十八	インジウム及びその化合物
五十九	インデン
六十一	ウレタン
六十二	エタノール
六十三	エタンチオール
	エチリデンノルボルネン

六十四	エチルアミン
六十四の二	O—エチル—O—(ニ—イソプロポキシカルボニル フェニル)—N—イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソ フエンホス)
六十五	エチルエーテル
六十五の二	O—エチル=S·S—ジプロピル=ホスホロジチオ アート(別名エトプロホス)
六十六	エチル—セカンダリ—ベンチルケトン
六十六の二	N—エチル—N—ニトロソ尿素
六十七	エチル—バラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネ イト(別名EPN)
六十七の二	—エチルピロリジン—二—オン
六十八	O—エチル—S—フェニル=エチルホスホノチオチオ ナート(別名ホノホス)
六十八の二	五—エチル—五—フェニルバルビツル酸(別名フエ ノバルビタール)
六十八の三	S—エチル=キサヒドロ—H—アゼビン— カルボチオアート(別名モリネート)
六十九	二—エチルヘキサン酸
七十	エチルベンゼン
七十の二	(三S・四R)—三—エチル—四—「(—メチル —H—イミダゾール—五—イル)メチル」オキソラン—二—オ ン(別名ピロカルピン)
七十一	エチルメチルケトンペルオキシド
七十一の二	O—エチル=S—メチルプロピル=(ニ—オキ ソ—三—チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチア ゼート)
七十二	N—エチルモルホリノ
七十二の二	エチレン
七十三	エチレンイミン
七十四	エチレンオキシド

七十五	エチレングリコール
七十五の二	エチレングリコールジエチルエーテル（別名一・二 一ジエトキシエタン）
七十六	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル
七十七	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソル ブ）
七十八	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別 名セロソルブアセテート）
七十九	エチレングリコールモノノルマループチルエーテル（ 別名ブチルセロソルブ）
七十九の二	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート
八十一	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
八十二	エチレンクロロヒドリン
八十三	エチレンジアミン
八十四	一・一エチレン一一・二ビペリジニウム＝ジブロミ ド（別名ジクアゾト）
八十五	二エトキシ一一・二ジメチルエタン
八十六	二十一（四エトキシフェニル）一一メチルプロピル＝ 三エノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス ）
八十七	エピクロロヒドリン
八十八	一・二エポキシ一一イソプロポキシプロパン
八十九	二・三エポキシ一一プロパナー
九十一	二・三エポキシ一一プロパノール
九十二	二・三エポキシプロピル＝フェニルエーテル エメリ

九十三	エリオナイト
九十四	塩化亜鉛
九十四の二	塩化アクリロイル
九十五	塩化アリル
九十六	塩化アンモニウム
九十七	塩化シアノ
九十八	塩化水素
九十九	塩化チオニル
百一	塩化ビニル
百二	塩化ベンゾイル
百三	塩化ホスホリル
百三の二	塩基性フタル酸鉛
百四	塩素
百五	塩素化カソフエン（別名トキサフエン）
百六	塩素化ジフェニルオキシド
百七	黄りん
百八	四・四・オキシビス（二・クロロアミニン）
百九	オキシビス（チオホスホン酸）O-O-O-O-テトラエ
チル（別名スルホテップ）	
百十	四・四・オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
の二	
百十一	一・一・オキシビス（二・三・四・五・六・ベンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）
百十一	オキシビスホスホン酸四ナトリウム
の二	
百十二	オキシラン-2-カルボキサミド
の三	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
百十三	一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ-2-
三・三a	・四・七・七a-ヘキサヒドロ-4・七-メタノ-1-H-インデン（別名クロルデン）
百十四	二・オクタノール

百四の二	オクタブロモジフュニルエーテル
百四の三	オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）
百五の二	オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）
百十六	オゾン
百十七	オメガクロロアセトフェノン
百十八	オーラミン
百十九	オルトニアシジン
百二十	オルトクロロスチレン
百二十一	オルトクロロトルエン
百二十二	オルトジクロロベンゼン
百二十三	オルトセカンダリープチルフェノール
百二十四	オルトニトロアニソール
百二十五	オルトーフタロジニトリル
百二十五の二	過酢酸
百二十六	過酸化水素
百二十七	ガソリン
百二十八	カデコール
百二十九	カドミウム及びその化合物
百三十	カーボンブラック
百三十一	カルシウムシアナミド
百三十二	ギ酸
百三十三	ギ酸エチル
百三十四	ギ酸メチル
百三十五	キシリジン
百三十六	キシレン
百三十七	銀及びその水溶性化合物
百三十八	クメン
百三十九	グルタルアルデヒド

百四十九	クロロジフルオロメタン	(別名H C F C ——二)	百四十一	クロオゾート油
百四十九の二	クロロ炭酸フエニルエステル		百四十二	クロム及びその化合物
百五十一	クロロ—六—トリクロロメチルピリジン	(別名ニトラピリジン)	百四十三	クロロアセチル クロリド
百五十一	クロロアセトアルデヒド		百四十四	クロロエタノール
百五十一	クロロアセトン		百四十五	クロロエチル
百五十六	クロロエタン	(別名塩化エチル)	百四十六	クロロエタンスルホニル クロリド
百四十六の二	二—クロロエタンスルホニル		百四十七	二—クロロ—四—エチルアミノ—六—イソプロピルアミノ—一—三—五—トリアジン
百四十七	二—クロロ—四—エチルアミノ—六—イソプロピルアミノ—一—三—五—トリアジン	(別名アトラジン)	百四十七の二	N—(二—クロロエチル)—N—シクロヘキシリ
百四十七の二	N—(二—クロロエチル)—N—シクロヘキシリ		百四十七の三	N—(二—クロロエチル)—N—ニトロソ—N—[二(R·三R·四S·五R)]—三·四·五·六—テトラヒドロキシ—一—オキソヘキサン—二—イル]尿素
百四十七の四	N—(二—クロロエチル)—N—(四—メチルシクロヘキシリ)—N—ニトロソ尿素		百四十七の五	二—クロロ—N—(エトキシメチル)—N—(二—エチル—六—メチルフェニル)アセトアミド
百四十八	四—クロロ—オルト—フェニレンジアミン		百四十八の二	クロロギ酸エチル
百四十八の二	クロロギ酸エチル	(別名クロロ炭酸エチル)	百四十八の三	三—クロロ—N—(三—クロロ—五—トリフルオロメチル—一—ピリジル)—アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—一—六—ジニトロ—パラ—トルイジン
百四十八の四	クロロ酢酸		百四十八の四	ルアジナム)
百四十九	クロロジフルオロメタン	(別名H C F C ——二)	百四十九	クロロジフルオロメタン
百四十九の二	クロロ炭酸フエニルエステル		百五十	二—クロロ—六—トリクロロメチルピリジン
百五十	二—クロロ—六—トリクロロメチルピリジン	(別名ニトラピリジン)	百五十の二	一—クロロ—四—(トリクロロメチル)ベンゼン

百五十の三 クロロトリフルオロエタン (別名H C F C — 一三三)

百五十一 二—クロロ—一・一・二—トリフルオロエチルジフル

オロメチルエーテル (別名エンフルラン)

百五十二 一—クロロ—一—ニトロプロパン

百五十二の二 二十クロロニトロベンゼン

百五十三 クロロピクリン

百五十三の二 三十 (六—クロロピリジン—二—イルメチル) |

一・三—チアゾリジン—一—イリデンシアナミド (別名チアクロブリド)

百五十三の三 四十 「四—(四—クロロフェニル) —四—ヒドロキシピペリジン—一—イル」 —一— (四—フルオロフェニル)

ブタン—一—オン (別名ハロペリドール)

百五十四 クロロフェノール

百五十五 二—クロロ—一・三—ブタジエン

百五十五の二 一—クロロ—二—プロパンノール

百五十五の三 二—クロロ—一—プロパンノール

百五十五の四 三十クロロ—一—二—プロパンジオール

百五十六 二—クロロプロピオン酸

百五十七 二—クロロベンジリデンマロノニトリル

百五十八 クロロベンゼン

百五十九 クロロベンタフルオロエタン (別名C F C — 一五)

百六十 クロロホルム

百六十一 クロロメタン (別名塩化メチル)

百六十二 四—クロロ—一—メチルアニリン及びその塩酸塩
—クロメン—七—イル || O O —ジエチル || ホスホロチオアート

百六十二の二 O || 三—クロロ—四—メチル—二—オキソ—二—H
—クロロイソブチレン)

百六十三 クロロメチルメチルエーテル

百六十四 軽油

百六十五	けつ岩油
百六十六	の二結晶質シリカ
百六十七	ケテン
百六十八	鉱油
百六十九	五塩化りん
百七十	固体バラフィン
百七十一	五酸化バナジウム
百七十二	コバルト及びその化合物
百七十三	五弗化臭素
百七十四	コールタールナフサ
百七十五	コールタール
百七十六	コレカルシフエロール(別名ビタミンD ₃)
百七十七	酢酸
百七十八	酢酸ビニル
百七十九	酢酸鉛
百八十一	酢酸ブチル
百八十二	酢酸プロピル
百八十三	酢酸ベンジル
百八十四	酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)
百八十五	酢酸メチル
百八十六	サチライシン
百八十七	三塩化りん
百八十八	三塩化ほう素
百八十九	三塩化鉛
百九十一	削除
百九十二	酸化カルシウム
百九十三	酸化チタン(IV)

百九十二	酸化鉄
百九十三	一・二・酸化ブチレン
百九十四	酸化プロピレン
百九十五	酸化メシチル
百九十六	三酸化二ほう素
百九十七	三臭化ほう素
百九十八	三弗化塩素
百九十九	三弗化ほう素
二百 次 百九十七の二	三弗化アルミニウム
二百 次 百九十八	三弗化塩素
二百五 二百六 二百七 二百八 二百九 二百十 二百十一 二百十二 二百十三 二百十四 二百十五 二百十六 二百十六の二 別名シスプラチン)	二・四・ジアミノジフェニルエーテル 二・四・ジアミノジフェニル酸メチル 二・四・ジアミノアクリル酸メチル 二・四・ジアミノアニソール 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 二・四・ジアミノトルエン 四アルキル鉛 シアノ化カリウム シアノ化水素 シアノ化ナトリウム (S P - 四 - 一) - ジアンミンジクロリド白金()
二百一 二百二 二百三 二百四 二百五 二百六 二百七 二百八 二百九 二百十 二百十一 二百十二 二百十三 二百十四 二百十五 二百十六 二百十六の二 別名シスプラチン)	二・四・ジアミノジフェニルエーテル 二・四・ジアミノジフェニル酸メチル 二・四・ジアミノアクリル酸メチル 二・四・ジアミノアニソール 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 二・四・ジアミノトルエン 四アルキル鉛 シアノ化カリウム シアノ化水素 シアノ化ナトリウム (S P - 四 - 一) - ジアンミンジクロリド白金()
二百一 二百二 二百三 二百四 二百五 二百六 二百七 二百八 二百九 二百十 二百十一 二百十二 二百十三 二百十四 二百十五 二百十六 二百十六の二 別名シスプラチン)	二・四・ジアミノジフェニルエーテル 二・四・ジアミノジフェニル酸メチル 二・四・ジアミノアクリル酸メチル 二・四・ジアミノアニソール 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 四・四・ジアミノジフェニルスルフィド 二・四・ジアミノトルエン 四アルキル鉛 シアノ化カリウム シアノ化水素 シアノ化ナトリウム (S P - 四 - 一) - ジアンミンジクロリド白金()

二百十七の二	二・三・四・五・ジ	一〇—イソプロピリデン—
—〇—スルファモイル—ベータ—D—フルクトピラノース		
二百十八の二	ジイソプロピルアミン	
二百十八の二	ジイソプロピル	S—(エチルスルフィニルメチ
ル)	ジチオホスフェイト	
二百十九の二	ジエタノールアミン	
二百十九の二	N・N—ジエチル亞硝酸アミド	
二百二十の二	(ジエチルアミノ)エタノール	
二百二十一の二	ジエチルアミン	
二百二十一の二	ジエチル—四—クロルフェニルメルカブトメチ	
ルジチオホスフェイト		
二百二十二の二	ジエチルケトン	
二百二十二の二	ジエチル—(二・四—ジクロルフェニル)	
—(二—クロルビニルホスフェイト		
二百二十二の三	ジエチル—(一・三—ジチオシクロペンチリデン)	
ン)ジチオホスホルアミド		
二百二十二の四	ジエチルスチルベストロール(別名スチルベス	
トロール)		
二百二十三の二	ジエチル—バラニトロフェニルチオホスフェイト	
(別名バラチオン)		
二百二十四の二	一・二—ジエチルヒドラジン	
二百二十四の二	N・N—ジエチルヒドロキシルアミン	
二百二十四の三	ジエチルホスホロクリドチオネート	
二百二十四の四	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	
二百二十四の五	ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別	
名メチルカルビトール)		
二百二十六	ジエチレントリアミン	
二百二十七	四塩化炭素	
二百二十八	一・四—ジオキサン	
一・四—ジオキサン—(ジイソプロピルアミン)		
チオホスホン酸)O・O・O・O—テトラエチル(別名ジオキ		

サチオン

二百二十九 一・三-ジオキソラン

二百二十九の二 二-（一・三-ジオキソラン-二-イル）-フ

エニル-N-メチルカルバメート

二百二十九の三 シクロスピリジン

二百三十 シクロヘキサノール

二百三十一 シクロヘキサン

二百三十二の二 シクロヘキシミド

二百三十三 シクロヘキシルアミン

二百三十四 シクロヘキサン

二百三十五 シクロヘキシルビフェニル

二百三十六 シクロヘンタジエニルトリカルボニルマンガン

二百三十七 シクロヘンタジエン

二百三十八 シクロヘンタン

二百三十九 ジクロロアセチレン

二百四十 ジクロロエタン

二百四十一の二 四-四-（二-二-ジクロロエタン-一-一-ジ

イル）ジ（クロロベンゼン）

二百四十一の三 ジクロロエチルホルマール

二百四十一 ジクロロエチレン

二百四十一の二 四-四-（二-二-ジクロロエテント-一-一-ジ

ジイル）ジ（クロロベンゼン）

二百四十一の三 ジクロロ酢酸

二百四十二 三-ニ-ジクロロ-四-四-ジアミノジフェニルメ

タン タン

二百四十三 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC-一二）

二百四十四 一-三-ジクロロ-十五-五-ジメチルイミダゾリジ

二百四十五	三・五-ジクロロ-二・六-ジメチル-四-ピリジノール(別名クロピドール)
二百四十六	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-1-1-4)
二百四十七	二・二-ジクロロ-一・一・一-トリフルオロエタノン(別名HCFCl-1-2-3)
二百四十八	一・一-ジクロロ-一-ニトロエタン
二百四十八の二	一・四-ジクロロ-二-ニトロベンゼン
二百四十八の三	二・四-ジクロロ-一-ニトロベンゼン
二百四十八の四	二・二-ジクロロ-一-N-(二-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(四-ニトロフェニル)エチル)アセトアミド(別名クロラムフェニコール)
二百四十九	三-(三・四-ジクロロフェニル)-一-ジメチル尿素(別名ジウロン)
二百四十九の二	(RS)-1-((三・五-ジクロロフェニル)-五-メチル-五-ビニル-1-三-オキサゾリジン-2-四-ジオン(別名ビンクロゾリン))
二百五十一	二・四-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
二百五十二	二・四-ジクロロフェノキシン酢酸
二百五十一の二	(RS)-1-((二・四-ジクロロフェノキシ)プロピオニ酸(別名ジクロルプロップ))
二百五十三	ジクロロフルオロメタン(別名HCFCl-1-1-1)
二百五十四	一・二-ジクロロプロパン
二百五十五	二・二-ジクロロプロピオン酸
二百五十六	一・三-ジクロロプロペーン
二百五十七	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
二百五十八	四酸化オスミウム

二百五十八の二 ジシアノメタン (別名マロノニトリル)

二百五十九 ジアン

二百六十 ジシクロペンタジエニル鉄

二百六十一 ジシクロペンタジエン

二百六十二 二・六一ジ一ターシヤリーブチル—四一クレゾール

二百六十三 一・三一ジチオラン—二一イリデンマロン酸ジイソ

プロピル (別名イソプロチオラン)

二百六十四 ジチオりん酸O—エチル—O—(四一メチルチオフ

エニル)—S—ノルマル—プロピル (別名スルプロホス)

二百六十五 ジチオりん酸O・O—ジエチル—S—(二一エチル

チオエチル) (別名ジスルホトン)

二百六十六 ジチオりん酸O・O—ジエチル—S—エチルチオメ

チル (別名ホレー卜)

二百六十六の二 ジチオりん酸O・O—ジエチル—S—(ターシ

ヤリ—ブチルチオメチル) (別名テルブホス)

二百六十七 ジチオりん酸O・O—ジメチル—S—(四一オキ

ソ—一・二・三一ベンゾトリアジン—三 (四H) —イル) メチ

ル) (別名アジンホスメチル)

二百六十八 ジチオりん酸O・O—ジメチル—S—一・二一ビス

(エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)

二百六十八の二 ジナトリウム=四—アミノ—三—【四—(二・

四一ジアミノフェニルアゾ) —一—一—ビフェニル—四—イル

アゾ] —五—ヒドロキシ—六—フェニルアゾ—二—七—ナフタ

レンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック三十八)

二百六十九 ジナトリウム=四—【(二・四—ジメチルフェニル

) アゾ] —三—ヒドロキシ—一—七—ナフタレンジスルホナ

ト (別名ポンソーミX)

二百七十 ジナトリウム=八—【(三・三—ジメチル—四—【

四—【(四—メチルフェニル) スルホニル】オキシ】フェニ

ル] アゾ] —【一—ビフェニル】—四—イル] アゾ] —七—

ヒドロキシ—一—ナフタレンジスルホナート (別名C Iア

二百七十一	ジナトリウム	二ヒドロキシ一四一	〔(一)・四・
五百一ト	リメチルフェニル)	アゾ	二ナフタレンジスル
ホナート	(別名ボンソーニR)		
二百七十二	二・四	一ジニトロトルエ	ン
二百七十二の二	二・六	一ジニトロトルエ	ン
二百七十二の三	二・四	一ジニトロフェノール	
二百七十三	ジニトロベンゼン		
二百七十三の二	二・四	一ジニトロ一六一	(一)メチルプロピル
一フエノール			
二百七十四	二一	(ジノルマル一ブチルアミノ)	エタノール
二百七十五	ジノルマル一	プロピルケトン	
三百七十五の二	ジビニルスルホン	(別名ビニルスルホン)	
二百七十六	ジビニルベンゼン		
二百七十六の二	二一	ジフェニルアセチル	一・三一インダンジ
オン			
三百七十七	ジフェニルアミン		
二百七十七の二	五・五	一ジフェニル一・四	イミダゾリジン
ジョン			
三百七十八	ジフェニルエーテル		
二百七十八の二	ジプロピル一四	メチルチオフェニルホスフエ	
イト			
二百七十九	一・二	一ジブロモエタン	(別名EDB)
二百八十一	一・二	ジブロモ一三	クロロプロパン
二百八十一	ジブロモジフルオロメタン		
二百八十一の二	ジベンゾ	〔a・j〕	アクリジン
二百八十一の三	ジベンゾ	〔a・h〕	アントラゼン(別名一・二)
…五・六	一ジベンゾアントラゼン)		
二百八十二	ジベンゾイルペルオキシド		
二百八十三	ジボラン		
二百八十四	N・N	一ジメチルアセトアミド	

二百八十五	N・N-ジメチルアミニン
二百八十六	「四一」「四一(ジメチルアミノ)フェニル」「四一(エチル(三-スルホベンジル)アミノ)フェニル」メチリデンシクロヘキサン-1-五-ジエン-1-イリデン(エチル)(三-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット四B)
二百八十六の二	(四一)「四一(ジメチルアミノ)フェニル」(フェニル)メチリデンシクロヘキサン-1-五-ジエン-1-イリデン(ジメチル)アンモニウムクロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)
二百八十七	ジメチルアミン
二百八十七の二	N・N-ジメチルエチルアミン
二百八十八	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
二百八十九	ジメチルエトキシシラン
二百九十一	ジメチル-1-2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
二百九十二	ジメチルジスルフィド
二百九十二の二	N・N-ジメチルチオカルバミン酸S-四フエノキシブチル(別名フェノチオカルブ)
二百九十二の三	O・O-ジメチル-チオホスホリルクロリド
二百九十二の四	ジメチル-1-2-2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)
二百九十三	N・N-ジメチルニトロソアミン
二百九十四	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)
二百九十五	ジメチルヒドラジン
二百九十六	一一ジメチル-四-四-ビピリジニウム塩

三百九十七	二一(四・六ジメチル-二-ビリミジニルアミノカルボニルアミノスルフオニル)安息香酸メチル(別名スルホメチユロンメチル)
三百九十八	N・N-ジメチルホルムアミド
三百九十九	(一R・三R)-二-ジメチル-三-(二-メチル-二-プロペニル)シクロプロパンカルボン酸(五-フェニルメチル-三-フランイル)メチル
三百九十九の二	一-ジメトキシエタン
三百一	トール(別名シトラスレンドナンバー一)アゾ-二-ナフ
三百一	臭化エチル
三百二	臭化水素
三百三	臭化メチル
三百四	しゅう酸
三百四の二	十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物
三百五	臭素
三百六	臭素化ビフェニル
三百七	硝酸
三百八	硝酸アンモニウム
三百九	硝酸ノルマル-プロピル
三百十	硝酸リチウム
三百十一	しよう脳
三百十二	シラン
三百十三	ジルコニウム化合物
三百十四	人造鉱物纖維
三百十五	水銀及びその無機化合物
三百十六	水酸化カリウム
三百十七	水酸化カルシウム
三百十八	水酸化セシウム
三百十九	水酸化ナトリウム
三百二十	水酸化リチウム

三百一十一	水素化リチウム
三百一十二	すず及びその化合物
三百一十三	スチレン
三百一十四	削除
三百一十五	ステアリン酸ナトリウム
三百一十六	ステアリン酸鉛
三百一十七	ステアリン酸マグネシウム
三百一十八	ストリキニーネ
三百一十九	石油エーテル
三百二十	石油ナフサ
三百二十一	石油ベンジン
三百二十二	セスキ炭酸ナトリウム
三百二十二の二	L—セリル—L—バリル—L—セリル—L—グルタミル—L—ロイシル—L—メチオニル—L—ヒスチジル—L—アスパラギニル—L—ロイシルグリシル—L—リシル—L—ヒスチジル—L—ロイシル—L—アルギニル—L—リシル—L—アスパラギニル—L—セリル—L—グルタミル—L—メチオニル—L—グルタミル—L—アルギニル—L—アスパルチル—L—バリル—L—ヒスチジル—L—アスパラギニル—L—フエニルアラニン（別名テリパラチド）
三百二十三	セレン及びその化合物
三百二十三の二	ダイオキシン類（別表第三第一号3に掲げる物に該当するものを除く。）
三百三十四	二—ターキヤリ—ブチルイミノ—三—イソプロピル
一五—フェニルテトラヒドロ—四H—一・三・五—チアジアジ	
ン—四—オン（別名ブプロフェジン）	
三百三十四の二	三—（四—ターキヤリ—ブチルフェニル）—二
一メチルプロパンール	
三百三十五	タリウム及びその水溶性化合物

三百三十六 炭化けい素

三百三十七 タングステン及びその水溶性化合物

三百三十七の二 炭酸リチウム

三百三十八 タンタル及びその酸化物

三百三十八の二 二一（一・三・チアゾール—四—イル）—一H
—ベンゾイミダゾール

三百三十八の三 二一チオキソ一二・五ジメチルテトラヒドロ
一一H—一・三・五一チアジアジン（別名ダゾメット）

三百三十九 チオジ（パラーフェニレン）—ジオキシビス（チ
オホスホン酸）O—O—O—O—テトラメチル（別名テメホス

—）

三百四十 チオ尿素

三百四十一 四・四一チオビス（六—ターシャリーブチル—ニ—
メチルフェノール）

三百四十二 チオフェノール

三百四十三 チオリん酸O—O—ジエチル—O—（二—イソプロ

ピル—六—メチル—四—ピリミジニル）（別名ダイアジノン）

三百四十四 チオリん酸O—O—ジエチル—エチルチオエチル（
別名ジメトン）

三百四十五 チオリん酸O—O—ジエチル—O—（六—オキソ—
一—フェニル—一・六—ジヒドロ—三—ピリダジニル）（別名

ピリダフエンチオン）

三百四十六 チオリん酸O—O—ジエチル—O—（三・五・六—
トリクロロ—二—ピリジル）（別名クロルピリホス）

三百四十六の二 チオリん酸O—O—ジエチル—O—（二—ピラ
ジニル）（別名チオナジン）

三百四十七 チオリん酸O—O—ジエチル—O—「四—（メチル
スルフィニル）フェニル」（別名フェンスルホチオン）

三百四十八 チオリん酸O—O—ジメチル—O—（二・四・五—
トリクロロフェニル）（別名ロンネル）

三百四十九 チオリん酸O—O—ジメチル—O—（三—メチル—

三百五十一	デカボラン	四一二ニトロフェニル) (別名フェニートロチオノン)
三百五十二	デキストララン鉄	三百五十チオりん酸O・O—ジメチル—O—(三一メチル—四一メチルチオフェニル) (別名フェンチオノン)
三百五十三	鉄水溶性塩	三百五十一の二 デキストララン鉄
三百五十四	名ジスパースブルー	三百五十二 鉄水溶性塩
三百五十五	テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)	三百五十三 一・四・七・八—テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブルー)
三百五十六	テトラエトキシシラン	三百五十四 テトラエチルチウラムジスルフライド (別名ジスルフイラム)
三百五十七	一・一・二・二—テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	三百五十五 テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)
三百五十八	N—(一・一・二・二—テトラクロロエチルチオ)アセチレン	三百五十六 テトラエトキシシラン
一一・二・三・六—テラヒドロフタルイミド (別名キヤプタ	二)	三百五十七 一・一・二・二—テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
フオル)		三百五十八 N—(一・一・二・二—テラヒドロフタルイミド (別名キヤプタフオル)
三百五十九	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	三百五十九 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)
三百六十	削除	三百六十 テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC—一)
三百六十一	テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC—一)	三百六十一 テトラクロロナフタレン
二)		三百六十二 テトラクロロナフタレン
三百六十三	一・二・三・四—テトラクロロベンゼン	三百六十三 一・二・三・四—テトラクロロベンゼン
三百六十四	テトラナトリウムニ三・三—【(三・三—ジメチル—四・四—ビフェニリレン)ビス(アゾ)】ビス【五一アミノ	三百六十四 テトラナトリウムニ三・三—【(三・三—ジメチル—四・四—ビフェニリレン)ビス(アゾ)】ビス【五一アミノ
名トリパンブルー】	—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】 (別名トリパンブルー)	名トリパンブルー】
三百六十五	テトラナトリウムニ三・三—【(三・三—ジメトキシ—四・四—ビフェニリレン)ビス(アゾ)】ビス【五一アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】 (別名トリパンブルー】	三百六十五 テトラナトリウムニ三・三—【(三・三—ジメトキシ—四・四—ビフェニリレン)ビス(アゾ)】ビス【五一アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】 (別名トリパンブルー】

三百六十六	テトラニトロメタン
三百六十七	テトラヒドロフラン
三百六十七の二	テトラヒドロメチル無水フタル酸
三百六十八	テトラフルオロエチレン
三百六十八の二	二・三・五・六・テトラフルオロ-四-メチル ベンジル (Z)-三-(二-クロロ-三・三・三-トリフル オロ-1-プロペニル)-二-ジメチルシクロプロパンカ ルボキシラート(別名テフルトリノ)
三百六十九	一・一・二・二-テトラブロモエタン
三百七十	テトラブロモメタン
三百七十一	テトラメチルこはく酸二トリル
三百七十二	テトラメチルチウラムジスルフイド(別名チウラム)
三百七十二の二	テトラメチル尿素
三百七十三	テトラメトキシシラン
三百七十四	テトリル
三百七十五	テルフェニル
三百七十六	テルル及びその化合物
三百七十七	テレビン油
三百七十八	テレフタル酸
三百七十九	銅及びその化合物
三百八十一	灯油
三百八十の二	(-S-トランス)-七-クロロ-二・四・六- トリメトキシ-六-メチルスピロ「ベンゾフラン-1-(三H) -1-シクロヘキサ-2-エン」-三・四-ジオン(別名グリ セオフルビン)
三百八十一の三	トリウム-ビス(エタンジオアート)
三百八十二	トリエタノールアミン
三百八十二の二	トリエチルアミド(別名チオテ

べ

三百八十二の三 トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラール)

三百八十三 トリクロロエタン

三百八十三の二 二・二・二 トリクロロエタン (別名抱水クロラール)

三百八十四 トリクロロエチレン

三百八十五 トリクロロ酢酸

三百八十六 一・一・二 トリクロロエタン (別名エタノジオール)

三百八十七 トリクロロナフタレン

三百八十八 一・一・一 トリクロロエタン (別名DDT)

三百八十九 一・一・一 トリクロロエタン (別名メトキシクロル)

三百九十九の二 トリクロロエチレン (別名メトキシクロル)

三百九十一 トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)

三百九十二 一・二・三 トリクロロプロパン

三百九十三 一・二・四 トリクロロベンゼン

三百九十四 トリクロロメチルスルフェニル (別名クロリド)

三百九十五 N- (トリクロロメチルチオ) 一・二・三・六

テトラヒドロフルオロメチル (別名キヤブタン)

三百九十六 トリシクロヘキシル (別名ビドロキシド)

三百九十七 一・三・五 トリス (二・三・エポキシプロピル)

一一・三・五 トリアジン-二・四・六 (二H・三H・五H)

一トリアジン-二・四・六 (二H・三H・五H)

三百九十八 トリス (N・N-ジメチルジチオカルバメート) 鉄

(別名ファーバム)

三百九十九 トリニトロトルエン

三百九十九の二 トリニトロレゾルシン鉄

トリフェニルアミン

四百の二	トリブチルアミン
四百一	トリブロモメタン
四百二	二-トリメチルアセチル-1-三-インダンジオン
四百二の二	2・4・6-トリメチルアニリン（別名メシジン）
四百三	トリメチルアミン
四百三の二	1・3・7-トリメチルキサンチン（別名カフェイン）
四百四	トリメチルベンゼン
四百四の二	1・1・1-トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル
四百四の三	5-[(3・4・5-トリメトキシフェニル)メチル]ピリミジン-1-四-ジアミン
四百五	トリレンジイソシアネート
四百六	トルイジン
四百七	トルエン
四百七の二	ナトリウム=二-プロピルベンタノアート
四百八	ナフタレン
四百八の二	ナフタレン-1-四-ジオノ
四百九	1-ナフチルチオ尿素
四百十	1-ナフチル-N-メチルカルバメート（別名カルバリル）
四百十一	鉛及びその無機化合物
四百十二	二亜硫酸ナトリウム
四百十三	ニコチン
四百十四	二酸化硫黄
四百十五	二酸化塩素
四百十六	二酸化窒素
四百十六の二	二硝酸ジオキシドウラン（VI）及びその二水和物
四百十七	二硝酸プロピレン
四百十八	ニッケル及びその化合物

四百十九	ニトリロ三酢酸
四百二十	五—ニトロアセナフテン
四百二十一	ニトロエタン
四百二十二	ニトログリコール
四百二十三	ニトログリセリン
四百二十三の二	六—ニトロクリゼン
四百二十四	ニトロセルローズ
四百二十四の二	N—ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩
四百二十五	N—ニトロソモルホリン
四百二十六	ニトロトルエン
四百二十六の二	一—ニトロピレン
四百二十六の三	—(四—ニトロフェニル) —三—(三—ピリジルメチル) ウレア
四百二十八	ニトロベンゼン
四百二十九	ニトロメタン
四百二十九の二	二ナトリウムエタン—一・二—ジイルジカルバモジチオアート
四百三十	乳酸ノルマル—ブチル
四百三十一	二硫化炭素
四百三十二	ノナン
四百三十三	ノルマル—ブチルアミン
四百三十四	ノルマル—ブチルエチルケトン
四百三十五	ノルマル—ブチル—二・三—エポキシプロピルエーテル
四百三十六	N—「—(N—ノルマル—ブチルカルバモイル) —H—」—ベンゾイミダゾリル
ベノミル)	カルバミン酸メチル(別名)
四百三十七	白金及びその水溶性塩
四百三十六の二	発煙硫酸

四百三十八	ハフニウム及びその化合物
四百三十九	パラーアニシジン
四百三十九の二	パラーエトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）
四百四十	パラークロロアニリン
四百四十の二	パラークロローアルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロトルエン
四百四十の三	パラークロロトルエン
四百四十一	パラージクロロベンゼン
四百四十二	パラージメチルアミノアゾベンゼン
四百四十二の二	パラーターシャリーブチル安息香酸
四百四十三	パラーターシャリーブチルトルエン
四百四十四	パラーニトロアニリン
四百四十四の二	パラーニトロ安息香酸
四百四十五	パラーニトロクロロベンゼン
四百四十六	パラーフェニルアゾアニリン
四百四十七	パラーベンズキノン
四百四十七の二	パラーメトキシフェノール
四百四十八	パラーメトキシフェノール
四百四十九	バリウム及びその水溶性化合物
四百四十九の二	二・二・二ビオキシラン
四百五十	ピクリン酸
四百五十一	ビス（二・三-エポキシプロピル）エーテル
四百五十二	一・三-ビス〔（二・三-エポキシプロピル）オキシ〕ベンゼン
四百五十三	ビス（二-クロロエチル）エーテル
四百五十四	ビス（二-クロロエチル）スルフィド（別名マスター・ドガス）
四百五十四の二	N・N-ビス（二-クロロエチル）-二-ナフ

チルアミン	四百五十四の三 ロソ尿素	N · N—ビス(二—クロロエチル) —N—ニトロ(N—Oキシド)
四百五十五の四 H(N—)	四百五十五 N · N—ビス(二—クロロエチル) メチルアミン(別名 O · O—テトラエチル(別名エチオノン))	四百五十五の二 ビス(三 · 四—ジクロロフェニル) ジアゼン
四百五十六 O · O—テトラエチル(別名エチオノン)	四百五十六 ビス(ジチオりん酸) S · S—メチレン—O · O ·	四百五十七の一 ビス(二 · 二—ビス(四—ハイドロキシ—三 · 五十ジ ブロモフェニル) プロパン)
四百五十七の三 塩酸塩	四百五十七の三 五 · 八—ビス[二—(二—ヒドロキシエチルア ミノ)エチルアミノ] — — · 四—アントラキノンジオール ==	四百五十七の三 · 三 · 三—ビス(四—ヒドロキシフェニル) — — · 三—ジヒドロイソベンゾフラン — — オン(別名フェノール フタレイン)
四百五十九 チル · ホスホロジチオアート(別名カズサホス) 硫酸及びその化合物	四百五十九 ヒドラジン及びその一水和物	四百五十七の五 S · S—ビス(—メチルプロピル) ==O—エ
四百六十 ヒドラジンチオカルボヒドラジド	四百六十 二 · 二ヒドロキシアセトニトリル	四百六十の三 リエン—十七—オン(別名エストロン)
四百六十の二 リエン—十七—オン(別名エストロン)	四百六十の三 三 · ヒドロキシ— · 三 · 五(十) —エストラト	四百六十の四 八 · ヒドロキシキノリン(別名八 · キノリノール —)
四百六十の五 ドロキシ—三 · 五—ジメトキシフェニル)	(五S · 五aR · 八aR · 九R) —九 —(四 · ヒ オキソ—五 ·	(五S · 五aR · 八aR · 九R) —九 —(四 · ヒ オキソ—五 ·

五百一十九	「ナフト〔二・三-d〕〔一・三〕ジオキソール—五—イル」
四百六十の六	「(R) —エチリデン」—ベータ—D—グルコビラノシド(別名エトボシド)
四百六十一	ドロキシ—三・五—ジメトキシフェニル) —ハ—オキソ—五・
四百六十二	ドロキシ—三・五—ジメトキシフェニル) —ハ—オキソ—五・
四百六十三	「ナフト〔二・三-d〕〔一・三〕ジオキソール—五—イル」
四百六十四	「(R) —エチニルメチリデン」—ベータ—D—グルコビラノシド(別名テニボシド)
四百六十五	四百六十の七 N—(ヒドロキシメチル) アクリルアミド
四百六十六	ヒドロキノン
四百六十七	四百六十八の二 四—ビニル—シクロヘキセン
四百六十八	四—ビニル—シクロヘキセンジオキシド
四百六十九	四百六十九 ピペラジン—二塩酸塩
四百七十	四百六十八の四 ピレトラム
四百七十一	四百六十八の二 ピペラジン
四百七十二	四百六十八の二 ピペラジン
四百六十九の二	四百六十九の二 フェニルオキシラン
四百六十九の三	四百六十九の三 フェニルアセトニトリル(別名シアノ化ベンジル)
四百七十三	四百六十八の四 フェニルイソシアネート
四百七十四	四百六十九 フェニルオキシラン
四百七十五	四百六十九の二 —(フェニルパラクロルフェニルアセチル)
四百七十六	一一・三—インダジオン
四百七十七	四百七十一 フェニルヒドラジン
四百七十八	四百七十一 フェニルホスフイン
四百七十九	四百七十二 フェニレンジアミン

四百七十三	フェノチアジン
四百七十四	フェノール
四百七十五	フェロバナジウム
四百七十六	一・三・ブタジエン
四百七十七	ブタノール
四百七十七の二	フタル酸ジイソブチル
四百七十八	フタル酸ジエチル
四百七十八の二	フタル酸ジシクロヘキシリ
四百七十九	フタル酸ジノルマル・ブチル
四百七十九の二	フタル酸ジヘキシリ
四百七十九の三	フタル酸ジベンチル
四百八十	フタル酸ジメチル
四百八十一	フタル酸ビス(二-エチルヘキシリ) (別名DEH)
P)	
四百八十二	ブタン
四百八十二の二	ブタン-1・4-ジイル・ジメタンスルホナ
四百八十三	二・三-ブタンジオン (別名ジアセチル)
四百八十三の二	一-ブタンチオール
四百八十三の三	ブチルイソシアネート
四百八十四	ブチルリチウム
四百八十五	ブチルボニル
四百八十六	ブチルビニル
四百八十六の二	ブチルエーテン
四百八十七	ブチルカルボニル
四百八十八	ブチルビニリデン
四百八十八の二	ブチルエーテン
四百八十八の三	ブチルカルボニル
四百八十九	ブチルエーテン
フルオロ酢酸ナトリウム	五-フルオロウラシル

四百九十一	フルフラーール
四百九十二	フルフリルアルコール
四百九十二の二	一・三一プロパンスルト
四百九十二の三	プロパンニトリル（別名プロピオノニトリル）
四百九十三	プロピオン酸
四百九十四	プロピルアルコール
四百九十四の二	二一プロピル吉草酸
四百九十五	プロピレンイミン
四百九十六	プロピレングリコールモノメチルエーテル
四百九十六の二	N・N一プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）
四百九十七	二一プロピニ一オール
四百九十七の二	プロペン
四百九十七の三	プロムアセトン
四百九十八	プロモエチレン
四百九十九	二一プロモ一一クロロ一一トリフルオロエタン（別名ハロタン）
五百	プロモクロロメタン
五百一	プロモジクロロメタン
五百二	五一プロモ一一セカンダリ一ブチル一一メチル一一
五百三	・二・三・四一テトラヒドロピリミジン一一四一ジオン（別名プロマシル）
五百三の二	ブロモトリフルオロメタン
五百四	一一ブロモプロパン
五百五	一一ブロモ一一プロペン（別名臭化アリル）
五百六	ヘキサクロロエタン
キシ一一四・四・五・六・七・八・八a	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エボ
キシ一一四・四・五・六・七・八・八a	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エボ

五百七	エキソー・四・エンドー五・八・ジメタノナフタレン (別名 デイルドリン)
五百八	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七・エボ キシードリン)
五百九	一・四・四a・五・六・七・八・八a・オクタヒドロ エンドードリーン)
五百十	一・二・三・四・五・六・ヘキサクロロシクロヘキサン ヘキサクロロシクロペンタジエン (別名リンデン)
五百十一	ヘキサクロロナフタレン
五百十二	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四 a・五・八・八a・ヘキサヒドロエキソー・四・エンド
五百十三	一・四・五・六・七・七・ヘキサクロロビシクロ [二 ・二・二] - 五一ヘプテン - 一・三 - ジカルボン酸 (別名クロ レンド酸)
五百十四	ヘキサクロロベンゼン
五百十五	ヘキサヒドロ - 一・三・五一トリニトロ - 一・三・五 - トリアジン (別名シクロナイト)
五百十六	ヘキサフルオロアセトン
五百十六の二	ヘキサフルオロアルミニン酸三ナトリウム
五百十六の三	ヘキサフルオロプロペン
五百十六の四	ヘキサプロモシクロドデカン
五百十六の五	ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド (別名 クリスタルバイオレット)
五百十七	ヘキサメチルホスホリックトリアミド
五百十八	ヘキサメチレンジアミン
五百十九	ヘキサメチレンジイソシアネート
五百二十	ヘキサン

五百二十一	一・ヘキゼン
五百二十二	ベーターブチロラクトン
五百二十三	ベータープロピオラクトン
五百二十四	一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一二・
三一エポキシ一二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一二	四・七メタノーハインデン(別名ヘプタクロルエポキシド)
五百二十五	一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一二・
四・七・七aヘトラヒドロ一四・七メタノーハイン	五百二十六
五百二十七	ペルオキソ二硫酸アンモニウム
五百二十八	ペルオキソ二硫酸カリウム
五百二十九	ペルオキソ二硫酸ナトリウム
五百三十の二	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩
五百三十の二	ペルフルオロ(オクタン-一スルホン酸) (別名PFOs)
五百三十の三	ペルフルオロナン酸
五百三十の四	ペルジルアルコール
五百三十一	ベンゼン
五百三十二	一・二・四一ベンゼントリカルボン酸一・二一無水物
五百三十三	ベンゾ「a」アントラゼン
五百三十四	ベンゾ「a」ピレン
五百三十五	ベンゾフラン
五百三十六	ベンゾ「e」フルオラゼン
五百三十六の二	ベンタカルボニル鉄
五百三十七	ベンタクロロナフタレン
五百三十八	ベンタクロロ二トロベンゼン
五百三十九	ベンタクロロフェノール(別名PCP) 及びそのナ
トリウム塩	

五百四十一	一・一・三・三・三	ベンタフルオロ	（トリ
五百四十二	ベンタボラン		
五百四十三	ベンタン		
五百四十四	ほう酸アンモニウム		
五百四十五	ほう酸及びそのナトリウム塩		
五百四十五の二	ボリ「グアニジン-N·N-ジイルヘキサン-1・六-ジイルイミノ(イミノメチレン)」塩酸塩		
五百四十六	(一一ホルミルヒドラジノ)-四-(五一ニトロ-二-フリル)チアゾール		
五百四十七	ホルムアミド		
五百四十八	ホルムアルデヒド		
五百四十九	マゼンタ		
五百五十	マンガン及びその無機化合物		
五百五十一	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)		
五百五十二	無水酢酸		
五百五十三	無水フタル酸		
五百五十四	無水マレイン酸		
五百五十五	メターキシリレンジアミン		
五百五十六	メタクリル酸		
五百五十六の二	メタクリル酸-1-イソシアナトエチル		
五百五十六の三	メタクリル酸-2-エポキシプロピル		
五百五十六の四	メタクリル酸クロリド		
五百五十六の五	メタクリル酸-2-(ジエチルアミノ)エチル		
五百五十七	メタクリル酸メチル		
五百五十八	メタクリロニトリル		
五百五十九	メタージシアノベンゼン		

五百六十	メタノール
五百六十の二	メタバナジン酸アンモニウム
五百六十の三	メタノスルホニルクロリド
五百六十の四	メタノスルホニルフルオリド
五百六十一	メタンスルホン酸エチル
五百六十二	メタンスルホン酸メチル
五百六十三	メチラール
五百六十四	メチルアセチレン
五百六十五	N-メチルアミニン
五百六十六	二・二一 「四-(メチルアミノ)-三-ニトロフェニル」アミノジエタノール(別名HCBルーナンバー一)
五百六十七	N-メチルアミノホスホン酸O-(四-ターシヤリブチル)-クロロフェニル)O-メチル(別名クルホメート)
五百六十八	メチルアミン
五百六十九	メチルイソブチルケトン
五百六十九の二	メチルイソプロペニルケトン
五百七十	メチルエチルケトン
五百七十一	N-メチルカルバミン酸二-イソプロピルオキシフエニル(別名プロポキスル)
五百七十二	N-メチルカルバミン酸二-三-ジヒドロ-1-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)
五百七十三	N-メチルカルバミン酸二-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ)
五百七十三の二	メチルカルボノクロリダート
五百七十三の三	メチル二-クロロ-五-(四-六-ジメトキシリ-1-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)二-メチルピラゾール-四-カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)
五百七十四	メチルシクロヘキサノール

五百七十五	メチルシクロヘキサン
五百七十六	メチルシクロヘキサン
五百七十七	メチルシクロペントジエニルトリカルボニルマングン
五百七十七の二	N-メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）
五百七十八	二-メチル-四・六-ジニトロフェノール
五百七十九	二-メチル-三・五-ジニトロベンズアミド（別名ジニトルミド）
五百七十九の二	メチル-N-N-ジメチル-N-「（メチルカルバモイル）オキシ」-チオオキサムイミデート（別名オキサミル）
五百八十一	メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル（別名MTBE）
五百八十一	五-メチル-一-二-四-トリアゾロ[三・四-b]ベンゾチアゾール（別名トリクラゾール）
五百八十二	二-メチル-四-(二-トリルアゾ)アニリン
五百八十二の二	メチルナフタレン
五百八十二の三	二-メチル-五-ニトロアニリン
五百八十三	二-メチル-一-ニトロアントラキノン
五百八十四	N-メチル-N-ニトロソカルバミン酸エチル
五百八十四の二	N-メチル-N-ニトロソ尿素
五百八十四の三	N-メチル-N-ニトロ-ニトロソグアニジン
五百八十五	メチル-ノルマル-ブチルケトン
五百八十六	メチル-ノルマル-ベンチルケトン
五百八十七	メチルヒドラジン
五百八十八	メチルビニルケトン
五百八十八の二	三-(一-メチル-二-ピロリジニル)-ピリジン硫酸塩（別名ニコチン硫酸塩）
五百八十八の三	N-メチル-二-ピロリドン

五百八十九
 ハードル (別名オイルオレンジ SS)
 五百八十九の二
 H-ピラゾール-五-イル-ジメチルカルバマート
 五百九十
 メチルプロピルケトン
 五百九十の二
 メチル- (四-プロム-二-・五-ジクロルフェニル)-チオノベンゼンホスホネイト
 五百九十一
 マート (別名カルベンダジム)
 五百九十二
 五-メチル-二-ペントノール
 五百九十三
 二-メチル-二-・四-ペントンジオール
 五百九十三の二
 メチルホスホン酸ジクロリド
 五百九十三の三
 メチルホスホン酸ジメチル
 五百九十四
 N-メチルホルムアミド
 五百九十五
 S-メチル-N- (メチルカルバモイルオキシ) チ
 オアセチミデート (別名メソミル)
 五百九十五の二
 二-メチル-一- (四- (メチルチオ) フェニル)-二-キルホリノ-一-プロパン
 五百九十五の三
 七-メチル-三-メチレン-一-六-オクタジエン
 五百九十六
 メチルメルカプタン
 五百九十七
 四-四-メチレンジアニリン
 五百九十八
 メチレンビス (四-一-シクロヘキシレン)-ジイソシアネート
 五百九十八の二
 四-四-メチレンビス (N-N-ジメチルアニリン)
 五百九十九
 メチレンビス (四-一-フェニレン)-ジイソシアネート (別名MDI)
 五百九十九の二
 四-四-メチレンビス (二-メチルシクロヘキ

五百九十九の三	サンアミン) メトキシ酢酸
五百九十九の四	「ベンジピラン」七オン
五百九十九の五	「ベンジピラン」七オン
五百九十九の六	四メトキシベンゼン一一・ニジアミン硫酸塩
六百一	二メトキシ五メチルアニリン
六百一	一(二メトキシ二メチルエトキシ)二プロ
六百一の二	二メトキシ二メチルブタン(別名ターシャリ
六百一の三	二メルカプトベンジアゾール
六百一の四	モノフルオール酢酸アミド
六百一の五	モノフルオール酢酸アミド
六百二の六	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド
六百三	モリブデン及びその化合物
六百四	モルホリノ
六百五	沃素及びその化合物
六百六	ヨードホルム
六百六の二	四ナトリウム二六・六一〔(三)・三ジメトキシ
一・一ビフェニル	〔一・四・四ジイル〕ビス(ジアゼニル)
スルホナート)	「ビス(四アミノ五一ヒドロキシナフタレン一一・ニジ
六百六の三	四ナトリウム二六・六一〔(一・一ビフェニル
一・四・四ジイル)	ビス(ジアゼニル)〕ビス(四アミノ
一五一ヒドロキシナフタレン一二・七ジスルホナート)	一五一ヒドロキシナフタレン一二・七ジスルホナート)
六百六の四	ラクトニトリル(別名アセトアルデヒドシアソヒド

六百六の五	リン
六百六の六	ラサロシド リチウム＝ビス（トリフルオロメタンスルホン）イ
六百七	ミド 硫化カリウム
六百八	六百七の二 硫化カルボニル
六百九	六百八 硫化ジメチル
六百十	六百九 硫化水素ナトリウム
六百十一	六百十 硫酸化ナトリウム
六百十二	六百十一 硫酸化りん
六百十三	六百十二 硫酸
六百十四	六百十三 硫酸ジイソプロピル
六百十五	六百十四 硫酸ジエチル
六百十六	六百十五 硫酸ジメチル
六百十七	六百十六 りん化水素
六百十八	六百十七 りん酸
六百十九	六百十八 りん酸ジノルマル－ブチル
六百二十	六百十九 りん酸ジ－ノルマル－ブチル＝フェニル
六百二十一	六百二十 りん酸一・二－ジブロモ－二・二－ジクロエチル
六百二十二	六百二十一 リジメチル（別名ナレド）
六百二十三	六百二十二 りん酸ジメチル＝（E）－－（N・N－ジメチルカルバモイル）－－プロペニ－－イル（別名ジクロトホスカルバモイル）
六百二十四	六百二十三 モイル）－－プロペニ－－イル（別名モノクロトホスカルバモイル）
六百二十五	六百二十四 りん酸ジメチル＝－メトキシカルボニル－－プロペニ－－イル（別名メビンホス）
六百二十六	六百二十五 りん酸トリス（二・三－ジブロモプロピル）
六百二十六の二	六百二十六 りん酸トリス（ジメチルフェニル）

六百二十六	の三	りん酸トリトリル
六百二十七	りん酸トリノルマル	ブチル
六百二十八	りん酸トリフェニル	
六百二十九	りん酸トリメチル	
六百三十	六塩化ブタジエン	
六百三十一	レソルシノール	
六百三十二	ロジウム及びその化合物	
六百三十三	ロジン	
	ロテノン	

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

改	正	案	現	行
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部 を次のように改正する。 （略）	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部 を次のように改正する。 （略）	別表第九第五百四十五号の次に次の二号を加える。	別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に次の二号を加える。	別表第九第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に次の二号を加える。
五百四十五の二 ポリ「グアニジン—N・N'—ジイルヘキサン— 一・六—ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩 （略）	五百四十五の二 ポリ「グアニジン—N・N'—ジイルヘキサン— 一・六—ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩 （略）	別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル （削る）	別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル 五百九十三の四 N—メチルホルムアミド （新設）	別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル 五百九十三の四 N—メチルホルムアミド （新設）
別表第九第五百九十四号を次のように改める。 五百九十四 N—メチルホルムアミド （略）	別表第九第五百九十四号を次のように改める。 五百九十四 N—メチルホルムアミド （略）			

政令第二百六十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

別表第九第三百八十九号を次のように改める。

百八十九 削除

別表第九第三百二十号の二を削り、同表第三百二十四号を次のように改める。

三百二十四 削除

別表第九第三百六十号を次のように改める。

三百六十 削除

別表第九第五百四十五号の二を削り、同表第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 削除

第二条 労働安全衛生法施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「、白金」、「フェロバナジウム」及び「、モリブデン」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格乙七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

口 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

第十八条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

口 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

別表第九を次のように改める。

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

- 一 アリル水銀化合物
- 二 アルキルアルミニウム化合物
- 三 アルキル水銀化合物
- 四 アルミニウム及びその水溶性塩
- 五 アンチモン及びその化合物
- 六 イットリウム及びその化合物
- 七 インジウム及びその化合物
- 八 ウラン及びその化合物
- 九 カドミウム及びその化合物
- 十 銀及びその水溶性化合物
- 十一 クロム及びその化合物
- 十二 コバルト及びその化合物
- 十三 ジルコニウム化合物

十四 水銀及びその無機化合物

十五 すず及びその化合物

十六 セレン及びその化合物

十七 タリウム及びその水溶性化合物

十八 タングステン及びその水溶性化合物

十九 タンタル及びその酸化物

二十 鉄水溶性塩

二十一 テルル及びその化合物

二十二 銅及びその化合物

二十三 鉛及びその無機化合物

二十四 ニッケル及びその化合物

二十五 白金及びその水溶性塩

二十六 ハフニウム及びその化合物

二十七 バリウム及びその水溶性化合物

二十八 硒^キ素及びその化合物

二十九 弗^フ素及びその水溶性無機化合物

三十 マンガン及びその無機化合物

三十一 モリブデン及びその化合物

三十二 沃^{ヨウ}素及びその化合物

三十三 ロジウム及びその化合物

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(名称等の表示等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十八条第一号から

第三号までに掲げる物（第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第十八条第一号及び第二号に掲げる物を除く。）のうち、有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定めるもの（次項において「高有害性区分物質」という。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和八年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七条第一項の規定は、適用しない。

2 新令第十八条第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物並びに高有害性区分物質を除く。）については、令和八年三月三十一日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、令和八年四月一日において現に存するものについては、令和九年三月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

（名称等の通知に関する経過措置）

第三条 新令第十八条の二第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定める物を除く。）については、令和八年三月

三十一日までの間は、法第五十七条の二の規定は、適用しない。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に一号を加える改正規定中「別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号」を「別表第九第五百四十五号」に改める。

別表第九第五百九十三号の次に三号を加える改正規定中「三号を」を「二号を」に改め、「五百九十三の四 N—メチルホルムアミド」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別表第九第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 N—メチルホルムアミド

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

改正後

物		第三十条に規定する含有量（重量パーセント）		第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）	
（削る）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
酸化亜鉛	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	（略）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

改正前

物		第三十条に規定する含有量（重量パーセント）		第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）	
（削る）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
酸化亜鉛	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	（略）	三一イソプロポキシ二一トリフォルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）	（略）	（略）
酸化アルミニウム	（略）	（略）	一パーセント未満	（略）	（略）
一パーセント未満	（略）	（略）	一パーセント未満	（略）	（略）
一パーセント未満	（略）	（略）	一パーセント未満	（略）	（略）

(削る)														
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	ステアリン酸ナトリウム	(削る)											
(削る)														

四・五・六・七・ トライヒドロベンジ ー	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	ステアリン酸ナトリウム	(略)	(略)	一パーセント未満									
一パーセント未満														
一パーセント未満														

(略)	S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチルミドート(別名メソミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチルミドート(別名メソミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第二中

「ボルトラ

ンドセメント

(略)

ルヒドラジノ) +
トロ一一一フリル

(略)

ルヒドラジノ) +	
トロ一一一フリル	(略)

に、

を

(新設)

(二) ホルミ

四一(五)ニ
チアゾール

二)メチル-N
メチルエトキシ
ンズアミド(別
S-メチル-N
バモイルオキシ
デート(別名メシ

—「三—（一—
）フェニル」ベ
名メプロニル

(略)

—（メチルカル
チオアセチミ
ソミル）

(略)

メチルカル
オアセチミ
ル

(略)

全衛生規則別表第二中

「ポルトランドセメント

(略)

〔二—ホルミルヒドラジノ）—
四—（五—ニトロ—二—フリル
）チアゾール

(略)

」を

に改め、同表改正後欄の労働安

(新設)
S—メチル—N—
バモイルオキシ)チ
デート(別名メソミ

を

		未満	
に改める。	を	に、	
N—メチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント	
二—メチル—N—「三—(— メチルエトキシ)フェニル」ベ ンズアミド(別名メプロニル)	(略)		
S—メチル—N—(メチルカル バモイルオキシ)チオアセチミ デート(別名メソミル)	(略)		
N—メチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント	
S—メチル—N—(メチルカル バモイルオキシ)チオアセチミ デート(別名メソミル)	(略)		
	○・一パーセント未満		

L

附 則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）第一条の規定の施行の日から施行する。